

令和7年度 第3回大東市総合教育会議 議事録

1. 開催日時 令和8年3月26日(木) 午後1時00分 ～ 午後1時50分

2. 開催場所 大東市役所 本庁2階 委員会室

3. 出席者(6人)

・大東市長	逢坂伸子
・教育長	岡本功
・教育委員	太田忠雄
・教育委員	齊藤めぐみ
・教育委員	中野健一郎
・教育委員	工藤真由美

4. 事務局等出席者(15名)

・教育総務部長	北本賢一
・学校教育政策部長	渡邊良
・教育総務部総括次長兼学校管理課長	芦田雄一
・教育総務部教育総務課長	吉田詠二
・教育総務部家庭・地域教育課長	山元淳
・教育総務部次長兼教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長	有東良博
・教育総務部教育総務課長補佐	西村公江
・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長	村島正浩
・学校教育政策部教職員課長	泉谷匡俊
・学校教育政策部ICT教育戦略課長	川阪栄介
・学校教育政策部教育研究所長兼課長	笥誠人
・学校教育政策部ICT教育戦略参事	山本和人
・政策推進部長	野村政弘
・政策推進部総括次長兼戦略企画課長	福田悦子
・政策推進部戦略企画課課長補佐	北谷友香

5. 案件

- ・教育大綱改訂改訂案について
- ・業務量管理・健康確保措置実施計画について

6. その他

傍聴者 1名

7. 発言要旨

【事務局】

それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

この会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4に基づき、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、本市の教育にかかる課題やあるべき姿を共有し、連携して本市の教育行政に取り組むために開催するものです。

本日は、同法第1条の3及び第1条の4に基づき、教育大綱の最終案について、ご議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は1名の傍聴者の申込みがありました。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第6項に、本会議の公開に関する規定がありますので、傍聴を認めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、市長からご挨拶申し上げます。

【市長】

本日はお忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。また、傍聴者におかれましては、本市の教育行政に関心を寄せていただき、誠にありがとうございます。

日ごとに春らしくなってきました。本日の午前中、公務の道すがらに深北緑地の桜が一分咲き程度になっているのを見て、この週末は、もう少し花が開くだろうという思いとともに、入学式まで桜が残ってくれるのではないかという期待を持ちました。

最近、卒業式に参加させていただく機会があり、私も少し涙が潤みましたが、生徒より先生の方が泣いておられる学校もあり、感動したことを思い出しました。

本日は、先ほど司会からもありましたように、教育大綱についてを議題といたします。これまで1年をかけて皆様にご議論いただいてまいりましたが、最終案ということで、再度皆様から忌憚のないご意見をいただき、最終形としたいと考えています。

出来上がったあと、教育現場の方々と一緒に実行していくことこそが大切なことですので、これからも皆様にしっかりと見届けていただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

議題に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

＜資料確認＞

全てお揃いでしょうか。

では早速進めてまいります。

冒頭でも申し上げましたが、本日は教育大綱の最終案についてご議論いただきたく存じます。

また、業務量管理・健康確保措置実施計画についてのご報告及びその他案件もありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大東市総合教育会議運営要綱の規定により、議長は逢坂市長に務めていただきます。市長、進行をよろしくお願いいたします。

【市長】

それでは議事に入らせていただきます。

前回会議では、教育大綱の素案をお示しし、ご議論いただきました。その後パブリックコメントや庁内での意見照会を行い、修正したものを本日最終案としてお示しさせていただきます。

それでは配布資料に基づき、事務局よりまずは説明をお願いします。

【事務局】

それではご説明させていただきます。少し長くなりますので、着座にて失礼いたします。

資料１および資料２をご覧ください。まず最初に、前回会議以降のこれまでの動きをご説明させていただきます。

前回会議におきましては、社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえて修正した大綱の素案をお示しさせていただきました。その際に皆様からいただきましたご意見を、事務局にて反映し、２月１２日～２月２８日までパブリックコメントを実施したところです。結果としまして、ご意見の提出は０件でした。

なお、同時並行で庁内にも照会を行っており、出された意見を取りまとめたものが資料２となっております。本日お示しさせていただく案は、この庁内での意見を反映した修正案となります。

それでは修正内容を具体的にご説明します。資料１と資料２をあわせてご覧ください。

まず、資料１「教育大綱案」の１ページ及び資料２のNo.１のご意見をご覧ください。これは、法律の表記方法について、「“一部改正”であることに触れずとも、意図は伝わることから、文言を整理して簡潔にしてはどうか」との意見があり、修正したものです。

次に資料２のNo.２からNo.４までですが、これは、こども家庭庁の「初めの１００か月の育ちビジョン」や文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」を鑑み、「子どもが生まれる前からの切れ目ない育ち」や「幼保小の連携」の追記について意見があったものです。

これにつきましては、今回の大綱が「学童期をメインとしていること」、また「現時点では取組の具体性が乏しく、実施体制も整っていないこと」を踏まえ、今回は記載しないものとさせていただきました。

しかしながら、「切れ目なく育ちを支える」視点は重要だと認識しているところであり、また、その要素は今の大綱案にも盛り込まれているものと考えております。

続いて資料2のNo.5についてですが、「学習指導要領が目的とする“考える力”への言及が不十分なため、重点項目の中に“考える力”について記載してはどうか」との意見がありました。

これにつきましては、重点項目1の「学力の向上」の中で、「自ら考え行動し、よりよく問題を解決する能力」について言及しているため、すでに盛り込まれているものとして整理し、追記はしないものとさせていただきました。

続いて、資料2のNo.6、No.7と資料1「教育大綱案」の7ページをご覧ください。こちらの2か所の修正につきましては、現状に合わせて、より正確な表現になるよう文言を修正したものでございます。

以上が今回の修正内容でございます。よろしくお願いいたします。

【市長】

説明ありがとうございました。

それでは、早速意見交換に入らせていただきます。本日は、最終案ということですので、全体を通じて何かご意見等ございましたらお願いいたします。

【中野委員】

これまで何度もこの教育会議に参加させていただき、述べさせていただいたたくさん意見については、この案の中で反映していただいていますので、今日は、感想とお願いをさせていただければと思います。

重点項目についてですが、私自身の中では、「学力の向上」が一丁目一番地だと思っています。この「学力向上」がなぜ必要なのかを考えたときに、色々な校長先生と話している中では、「子どもたちの選択を増やすため」だとおっしゃられることが多いです。

そう考えると、私も子育てをしていて、学力が高い、あるいは色々な技術や能力を持つことは、人生の選択肢を広げることだと思いますので、ぜひこの「学力の向上」を大切にいただければと思います。

重点項目が色々ありますが、この教育大綱は非常に重たいものだと認識しています。そのため、今後予算や色々な新規事項が出てくる中で、やはりこの教育大綱に沿った議論ができていくかどうかというところは、議会の方々においても軸足として置いていただけるとありがたいと思います。

皆さんの声を聴く市民の立場として、そこにやはり子どもの顔が見えているかどうか

ということを非常に危惧していますので、ぜひ子どもの顔を思い浮かべて、色々な議論が進めることができればと思います。

【市長】

大変大事なポイントだと思います。ありがとうございます。

他の委員の方々は、いかがでしょうか。

【太田委員】

この間、我々も細部にわたって色々と模索してきました。それらにつきましても、先ほど説明があったように具体的に修正を入れていただきましたので、良いものが出来上がったと感じています。

教育大綱は先ほど言われたように重たいものですので、これを基本としながら、今後実施計画の中でどれだけ頑張っていけるかが次の勝負になってくるかと思います。

昨日、教育委員会議で実施計画の報告がありましたが、かなり改善されているところもあると思っていますので、今後もこの大綱をもとに進めていくことこそが我々の責務だと考えています。

【工藤委員】

これまで色々関わらせていただきましたが、一つのいい形に収斂していつているのではないかと考えています。

教育大綱をもとに子どもたちの教育をしっかりと考えていくことを通して、未来を創ることができると思っています。やはり教育は未来への投資だと思います。子どもたちが自分の人生をしっかりと切り拓いていくとともに、大東市を創っていつてくれる、ひいては日本の社会をしっかりと創ってくれる、そういう意味で未来への投資だと思います。

そのため、子どもを取り巻く物的な環境、そして心的な環境、そういったものをしっかりと整えていくという視点で、重点項目1から4まで、しっかりと描かれたと感じています。今後はそれを現場に落とし込んでいただけることを期待したいと思います。

【市長】

ありがとうございます。

保護者の方と学校に通っておられるお子様方が安心して教育を受けられる環境を守っていくことは大切なことと感じています。

【齊藤委員】

重点項目4の「徹底的家庭応援」が一番下で支え、連携している点が大切だと感じています。大東市の「子育てするなら、大都市よりも大東市。」というブランドメッセー

ジが確か2015年に出来て、その翌年の2016年に「徹底的家庭応援」という言葉が出てきたと記憶しています。それを聞いた時に、私も大東市で子育てしていますので、とても心強く、また嬉しく感じたことを覚えています。ここに書いてあるように、「家庭がすべての出発点」という点には深く共感しているのですが、家庭だけでそれを担うことは難しく、大変な世の中になってきていると感じています。私自身もずっとそのように思っていたので、「家庭だけで抱え込まなくていい」「応援している」というメッセージが、この教育大綱を出すことによって、さらに多くの大東市の子育て世代に届けばと思っています。

【市長】

ありがとうございます。

学校自体もそうですが、大東市は地域の方々が教育現場のことや学校に通う子どもたちのことを気にかけてくださる方がとても多いまちだと感じています。そういったお力を結集しながら、みんなで子ども達を、教育を守っていくというまちをつくりあげていきたいと思っています。

【教育長】

今、委員の皆様からご意見がありましたが、やはり重点項目を達成するためには、今後実施計画において着実に取組を進め、1年1年成果を積み重ねていくことが大事だと改めて思いました。そのことを肝に銘じて教育施策をしっかりと進めたいと思っています。

【市長】

よろしくお願いします。

様々な貴重なご意見をありがとうございます。ほかにご意見はありませんでしょうか。

ないようであれば、皆様にご確認させていただきたいと思います。本日お示しした教育大綱案について、このとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。あわせて、軽微な文言の修正等があった場合には、事務局に委ねるということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

《異議なし》

【市長】

ありがとうございました。それでは、これをもって決定とさせていただきます。

なお、手続きといたしましては、決裁をもって決定ということになりますのでご了承

のほどお願いします。

それでは次の議題に移らせていただきます。業務量管理・健康確保措置実施計画について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

昨日の教育委員会定例会におきまして、原案どおり正式にご承認・ご議決いただきました本件につきまして、ご報告申し上げます。

まず、本計画策定の法的背景について申し上げます。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」の改正に伴い、各地方公共団体の教育委員会には、教育職員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための具体的な「実施計画」を策定すること及び総合教育会議への報告が新たに義務付けられました。

近年、教育活動の多様化や児童生徒へのきめ細かな支援ニーズの高まりにより、学校現場の業務は増加し、時間外勤務が恒常化する傾向にあります。これは職員の健康だけでなく、教育の質の維持・向上、さらには子どもたちと向き合う時間の確保にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。本計画は、学校と教育委員会が一体となり、教職員が専門性を最大限に発揮できる環境を構築するための基盤となるものです。

それでは、内容の説明に移ります。お手元の資料の３ページをご覧ください。こちらには、本市における教職員の勤務実態をまとめております。本市では令和２年度より「在校等時間の上限に関する規則」を定め、縮減に努めてまいりましたが、依然として厳しい状況にあります。

同じく３ページの表「令和６年度の時間外在校等時間の状況」をご覧ください。小学校におきましては、月４５時間を上回る職員が１７．４％、およそ５人に１人という割合ですが、中学校においては、約半数に近い４３．９％の職員が月４５時間を超えて勤務しております。さらに、健康リスクが高いとされる月８０時間を超える職員も、中学校で３．２％存在しております。

具体的な業務内容を精査いたしますと、児童生徒への直接的な指導だけでなく、校務分掌に伴う会議、事務作業、さらには保護者対応や行事運営など、多方面にわたる業務がございます。こうした状況を改善し、教育の質の向上のために必要不可欠な「時間的余裕」を創出することが、本市における最優先の課題と考えております。

本市におきましては、これまでも教育現場の環境改善に向け、多角的な取り組みを先行して積み重ねてまいりました。資料の４ページに記載しております「（３）本市のこれまでの取り組み」をご覧ください。

人員面では、スクールソーシャルワーカーや授業等支援員、介助員の配置、警察ＯＢの派遣、教頭マネジメント支援員の配置などを行っております。また、業務の効率化として、小中学校における給食費の公会計化、統合型校務支援システムの導入、デジタル採点システムやＡＩドリルの活用、指導要録・出席簿等の電子化などを推進してまいり

ました。環境整備においても、留守番電話の設置、校内への高速プリンタの設置、公共施設予約システムの導入、水泳授業の民間施設活用などを実施しております。さらに制度面では、全校一斉退庁日や学校閉庁日の設定、休日における部活動の地域移行、市独自のスクールロイヤー制度の運用などを開始しております。本計画は、これらの実績を土台としつつ、さらなる構造的な改革をめざすものでございます。

本計画で掲げる目標について申し上げます。資料の５ページをご覧ください。第一に、時間に関する数値目標です。平均年間時間を「３６０時間以内」へと縮減するとともに、健康確保の観点から特に重要である「年７２０時間超」及び「月４５時間超」の職員を期間内にゼロにすることを最優先課題として掲げます。

第二に、本市が最も重視する目標が、６ページの「働きがい」の向上です。教職員アンケートにおいて、「仕事にやりがいを感じる」とする肯定的回答の割合を９０％以上にするのをめざします。単に時間を削るのではなく、業務の効率化によって創出された貴重な時間を、子どもたちの成長を支える本来の業務や専門性の向上に充てることで、教職の魅力を最大化してまいります。

目標達成に向けた具体的な実施内容につきましては、国の指針に基づき役割分担を適正化いたします。資料の７ページから８ページをご覧ください。

まず、「学校以外が担うべき業務」については、各地域の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間の見直し、また、学校のみでは解決が困難な過剰な苦情等に対しては、スクールロイヤーや教育アドバイザーを活用し、組織的な対応が可能な体制を整えます。

次の「教師以外が積極的に参画すべき業務」については、調査回答のデジタル化の推進やプール授業の民間委託、施設開放事務の電子化を進めることで、教師が授業以外の周辺業務に追われない環境をつくれます。

「教師の業務だが負担軽減を図るべき業務」については、学習等支援員の配置や自動採点システムの活用、専門人材の活用による「チーム学校」での組織的な支援体制を整えてまいります。あわせて、標準授業時数を大幅に上回る教育課程の見直しや、形骸化した行事の精選を各校に促してまいります。

職員の健康確保とフォローアップにつきましては、１１時間の勤務間インターバルの確保や、長期休業期間中におけるテレワーク制度の導入検討を進めてまいります。また、各学校における休憩時間の明示状況を確実に把握・確認し、課題がある学校に対しては、教育委員会が直接聞き取りや個別支援・指導を実施してまいります。

最後に、教師が「やりがい」を持って教壇に立てる環境こそが、本市の子どもたちの豊かな学びを支える基盤でございます。保護者や地域の皆様にも本計画の内容を周知し、ご理解とご協力をいただきながら、持続可能で質の高い教育環境の実現に向けて、着実に本計画を遂行してまいります。

以上で報告を終わります。

【市長】

説明ありがとうございました。

まだまだ時間超過の方がおられるということで、早期に解決していきたいと思いますが、何かこの内容につきましてご意見やご質問はありますでしょうか。

【中野委員】

単に「時間数を削っていきましょう」「頑張ってください」というだけでは何もないと思います。要は標準的な働く時間について、何に対して何分かかっているのかの洗い出しをしなければいけないと思います。その上で何を改善していかなければならないのかを計画立てて、実行していかないといけないと思うのですが、とはいえ、一方的に「削れ」と言っても、そこは現場の先生方の実情があることですので、しっかりと先生方の声を反映しながら、大東市としての落としどころを見つけていくことが必要ではないかと思います。そして大東市としての標準的な時間配分、モデルをつくっていけると、各学校のどこに不具合があるのかが分かりやすいのではないかと思います。

【市長】

ありがとうございます。

時間の整理は大切なことだと思います。

【齊藤委員】

「働きがい」についてですが、今の先生方が何をもって「働きがい」と感じているのかを知りたいと思います。先生という職業において、何を自分の中で軸とされているのか、そういうものを確認しながらアンケートを取っていただけたらと思います。単に「働きがい」のパーセントが上がったとしても、それがワークライフバランスにつながっているのかは疑問なので、先生方が大事にされていることは何なのかを聞いてみたいと思いました。

それから、テレワーク制度の導入・活用についてですが、先生の仕事でテレワークをするということについて、イメージがつかないので、具体的にどんなものがあるのか、もし想定しているものがあれば教えていただきたいです。

【市長】

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ただいま検討中ですが、長期休業中に学校に来ることなく、ＩＣＴ機器を使って自宅で業務をするといったことができるようになれば、教員の働き方改革につながるのでは

ないかと考えています。

【市長】

先ほどの「働きがい」の質問についてはいかがでしょうか。

【事務局】

「働きがい」につきましては、アンケートの中で、どういったことに「働きがい」を感じているのかを、選択肢や自由記述を用いながら聞き、こちらが想定している「働きがい」との齟齬がないかなどの分析をしていきたいと考えています。

【市長】

他にご意見はありますでしょうか。

なければ、続いて、いじめ等にかかる状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

昨年度（令和6年度）のいじめにかかる状況につきまして、ご報告を申し上げます。市内の小学校12校、中学校8校より報告のありました、昨年度のいじめの認知件数は、小学校で1720件、中学校で212件となっております。この数字は、一昨年度と比較して、小学校で331件の増、中学校で3件の減となっており、市立小・中学校に通う児童生徒数が減少傾向であることを鑑みますと、積極的ないじめ認知が継続できているととらえることができます。

いじめ認知の件数につきましては、「認知件数が多いことは、教職員が日頃から子どもたちの様子を把握していることの証」であり、「教職員が一人で抱え込まずに、組織で対応することが重要である」と文部科学省も見解を示しております。市教育委員会といたしましては、「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義に基づき、定期的なアンケート調査だけでなく、普段の子どもたちとの関わりの中においても、積極的な認知をするよう、各校に指示をしてまいりました。具体的な事例検討など、より実践的な教員研修を実施するなどして法の理解促進に努めた結果、最初は些細な行為であったとしても、子どもの心が大きく傷つき、長期の欠席につながるなど大きな影響を与える全国での事例を教訓として、この「いじめ防止対策推進法」の趣旨を捉えた認知、またその対応が進んできているものと認識しております。

文部科学省が10月に公表した昨年度のいじめに関する調査結果によりますと、小・中・高・支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度から5%増の76万9022件で、過去最多の数字を記録し、4年連続の増加となっています。11月には、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集並びに研修用事例集」も作成されるなど、新たな対応も示されたところではありますが、今年1月には全国で暴力行為の動画がSNS上で投

稿・拡散されたことを受けて、学校において犯罪行為にも該当し得る暴力行為等が発生し、見過ごされていることはないか、緊急対応を求める通知が発出されるなど、子どもたちがＳＯＳを出すことをためらわない環境整備とそれを受け止める側の体制構築が求められています。

各校におきましては、「学校いじめ防止基本方針」のさらなる理解と児童生徒・保護者・地域への周知を図りながら、前提としてのいじめのない学校づくり、またいじめを許さない雰囲気醸成していくとともに、法的ないじめを認知した場合は、速やかにまた組織的に対応できるよう、市教育委員会としましても引き続き指導及び支援を図ってまいります。

【市長】

ありがとうございます。

いじめの認知件数が上がっているということは、把握としてはいい面でもあり、実態としてそういったいじめにあっている子どもの多さというところでは、少し危惧するところでは。

この件に関しまして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

【太田委員】

いまだにテレビを見ていると、「いじめの重大事案であるのか・ないのか」の議論がなされる風潮にありますが、言うならば、どんなに小さいいじめでも重大事案という捉え方をすべきで、特別なことだけをもって重大事案とするのはおかしいのではないかと思いますし、ずれが生じてきていると思っています。

そのような中で、今ご説明いただいたように、先生方がアンテナを高くしていじめを発見するのはもちろんのことながら、子どもたちのＳＯＳを知るという意味において、アンケートを実施されていると思いますが、本市の状況がわかれば教えていただきたいです。

【事務局】

アンケートにつきましては、記名式や無記名式で各校において年間複数回実施しています。その中では、例えば「いじめを見たことがある」場合に、「どのように対応したか」について、「先生に相談した」あるいは「家族に言った」「友達に相談した」などの各種項目を設定して調査をしています。

今年度のアンケートの結果を見ますと、内容としては、「からかい」「悪口」「嫌なことを言われた」などのいじめの認知が多い状況となっています。

【市長】

ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。

なければ、続いて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の大東市全体の結果についてご説明いたします。

全国体力・運動能力、運動習慣調査は、全国規模で体力や運動習慣の状況を把握することを目的として、平成20年からスポーツ庁が毎年実施している調査になります。調査項目は、実技調査と質問によるアンケート調査に分かれており、実技調査としては、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅跳び」「ボール投げ」の8種目あります。アンケート調査は児童生徒に対して運動習慣・生活習慣に関する内容を、また、先生方には体力向上に係る取組等を聴き取ります。

令和7年度の調査結果を見ると、体力合計点が小学校男子と中学校男女において昨年度よりも上がっており、大阪府の平均点を上回りました。特に小学校5年生の男子は全国平均も上回っており、この10年間で全国平均を上回ったのは初めてです。小学校では、これまでもスポーツテストを5年生だけでなく、1年生から少しずつ取り入れて、テスト種目に慣れさせる取組を行ったり、各校でオリジナルのリズム体操を取り入れ、楽しく運動することを心掛けたりしてきました。授業の際にも、協働学習の観点を取り入れ、運動が苦手な児童でも授業に楽しく取り組める工夫なども行いました。さらに、縄跳び大会やマラソン大会では、他者との比較よりも自分の成長率に着目し、自己記録を更新できた児童を表彰する等の仕掛けも行っております。このような一人ひとりが運動に対して前向きに取り組みたくなる仕掛けを続けたことが数値上昇の要因であると分析しております。

なお、各種目の記録では、小学校5年生男子で3種目、小学校5年生女子で2種目、中学校2年生男子で2種目、中学校2年生女子で4種目が全国平均を上回りました。

大東市の児童・生徒質問紙調査結果をご覧ください。「体育の授業は楽しいですか」という質問は、グラフの青色とオレンジ色を足した肯定的回答の割合が小中学校男女ともに前年度より増加しました。このあたりも先生方の授業改善や日々の取組の結果と考えております。

最後に、今回の結果を受けた今後の取組についてですが、毎年「長座体前屈」と「反復横跳び」の項目が全国や大阪府より低い傾向にあります。今年度は昨年度よりも改善が見られたため、今後も「柔軟性」や「瞬発力」を意識した取組を進めてまいります。

さらに、子どもたちが体育の授業が楽しい、運動することが好きと思えるような取組

を進めるとともに、体力テストの数値を基に今後の体力向上に向けた計画を「アクションプラン」として活用し、大東市の子どもたちの体力向上に努めてまいります。

【市長】

ありがとうございます。

この内容につきまして、質問・意見等はございますでしょうか。

なければ、私から質問しても良いでしょうか。中学2年生の男子と女子の体力の合計点のところですが、女子の方がずいぶん点数が高いのはなぜでしょうか。小学校5年生時点では女子の方が点数が低いのですが、中学校2年生では逆転し、大きく差が開いています。

【事務局】

種目ごと全国平均で見ましても、中学2年生の女子では4種目で上回っている結果となっています。このあたりは、小学5年生から中学2年生にかけて、体育の授業や部活動での取組が数値の上昇につながっていると考えておりますので、引き続き分析していきたいと考えております。

【市長】

ありがとうございます。

大東市だけではなく、全国も大阪府も女子の点数に比べて男子の点数が低いというのは、こういうものなのでしょうか。小学校5年生時点では、男子の方が高いようですが、中学2年生では女子の方が高くなっています。

【事務局】

例えば中学2年生の全国のハンドボール投げの結果で見ますと、数値的には男子は20メートル、女子は12メートルと、男子の方が8メートルほど長くなっていますが、体力の合計点で見ますと、下のグラフのT得点にあるように、平均値換算された点数となります。そのため体力の総合得点としては、このような現れ方となります。

【市長】

「こういう傾向にある」ということでしょうか。ありがとうございました。

大東市に限らずですが、コロナ禍でほとんど運動ができない期間があり、この間に成長期だった子どもたちの体力をととても心配しています。全国同じではありますが、どこで歯止めをかけるのか、意識しながら取り組んでいただきたいと思います。

ほかにご意見等ございますでしょうか。なければ、そのほか、全体を含めて何かご意見等はございませんでしょうか。

【太田委員】

学力も体力も子どもたちが「楽しい」と感じる力が強みになると思います。全体的に学力が高い地域の子どもたちは、気持ちの上でも「楽しい」という部分がかなり高いと私は考えています。

ですから、体育もそうですが、学力的な各教科でも楽しい部分が増えていくことが重要です。「楽しい」ということに一度立ち返り、教育大綱をもとにした具体的な施策をもって伸ばしていくことが大切だと思いました。

【市長】

ありがとうございます。

とても大事な点だと思います。大東市の子どもたちについては、「学校生活が楽しいか」という質問に対して、全国平均より下回るというところもありますので、この部分が全国平均以上になることをめざしていきたいと考えています。一人でも多く楽しく学校に行けるよう、また、学校だけではないかもしれませんが、子どものときにしかできないようなことを楽しくできるような、そんなまちにしていきたいと思います。

他にご意見等ございますでしょうか。なければ、本日の議題はこれで終了させていただきます。皆様方には貴重なご意見を多数頂戴し、ありがとうございました。

教育大綱に沿った施策の実施について、引き続き教育委員会と連携してまいりたいと考えておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返します。

【事務局】

市長ありがとうございました。委員の皆様、誠にありがとうございました。

本日の会議の会議録は、ホームページで公表させていただく予定としております。また、教育大綱につきましても、決裁の後、公表いたします。

それではこれをもちまして、令和7年度第3回総合教育会議を閉会いたします。

皆様には会議へのご出席及び貴重なご意見を賜りありがとうございました。

令和8年6月2日

大東市長

逢坂 伸子

大東市教育委員会 教育長

岡本 功